

Title	台湾における犯罪被害者補償制度の改革：その意義と課題
Sub Title	Reformation of victim compensation system in Taiwan : its meaning and issues
Author	呉, 柏蒼(Wu, Po Tsang)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2013
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.97, (2013. 6) ,p.125- 158
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20130615-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

台湾における犯罪被害者補償制度改革

——その意義と課題——

呉 柏 蒼

一 本稿の目的

二 制度の基本的概要——二〇〇九年の法改正以前を中心に

- (一) 支給対象と補償金の性格
 - (二) 補償金の種類・項目と限度額
 - (三) 補償金の減額及び調整
 - 1 補償金を支給しないことができる場合
 - 2 損害賠償との関係及び併給調整
 - (四) 補償金の申請手続と裁定機関
 - (五) 犯罪被害者保護機構
- ### 三 近年の法改正とその検討
- (一) 性犯罪被害者への補償
 - (二) 補償項目として精神慰撫金（慰謝料）の新設
 - (三) 外国人被害者への制度適用

四 制度運営の状況とその検討

- (一) 実施状況
 - (二) 求償権をめぐる諸問題
 - 1 求償権行使とその成果
 - 2 積極的求償権行使の影響
 - (三) 補償金の財源について
 - 1 初期…法務部予算で運営
 - 2 財源の使用順序の問題…一般会計からの離脱
 - 3 財源の多様化と財源変更の意味
- ### 五 要約と日本への示唆

一 本稿の目的

台湾では、国の政策として犯罪被害者補償制度（以下、「被害者補償制度」という）の立法検討が始まったのは一九八九年であった。主管機関である法務部保護局は草案編纂の段階で、欧米諸国や日本・韓国などの立法例を参考にし、その中でも、特に、日本の旧犯罪被害者等給付金支給法から大きな示唆を得たと考えられる。一九九八年に公布・施行された被害者補償制度の根拠となる「犯罪被害人保護法」（以下、「保護法」という）には、日本法と類似する条文体系や文言が残された。保護法の概要と初期の運用状況については、日本でもすでに幾つかの論文によって紹介されている¹⁾。一〇年以上にわたり施行されてきた保護法は、近年、これに対する検討が盛んに行われるようになり、二〇〇九年と二〇一一年に法改正に至った。改正内容において、被害者保護措置の拡大に関する改正の他に注目すべきは、性犯罪被害者補償金と補償項目の新設、外国人に対する制度の適用、そして、補償金財源に関する改正である。

日本でも、現在、犯罪被害者等給付金制度の改革をめぐり内閣府で検討が行われている。日本の影響を受けた台湾の制度には日本の制度にはない特徴もあることから、台湾における被害者補償制度の改革とその内容を検討することには意義があると思われる。そこで、本稿では、法改正以前の制度概要を紹介した後、法改正の主要な問題点や、近年の補償金制度実務状況、そして補償金財源に焦点を当て、若干の考察をすることとする。

二 制度の基本的概要——二〇〇九年の法改正以前を中心に

(一) 支給対象と補償金の性格

補償金の支給対象について、その範囲は日本法と同様であるところが大半であるが、最も特徴的であるのは、過失により他人の生命・身体を侵害する行為による被害が対象とされることである（保護法第三条第一号参照）。

過失犯罪による被害が対象とされる理由に草案段階の社会背景が挙げられる。当時、大型自動車運転過失致死傷が多発しており、既存の社会安全制度による被害者への経済的支援が十分でないことが考慮され、その救済を図るため補償の対象に追加された。⁽²⁾ 保護法の成立と同年、自動車・原付バイクを対象とする強制自賠責保険⁽³⁾が施行され、交通事故の被害者には保険金が支給され、犯罪者不明のひき逃げ事件についても、強制汽車（＝自動車）責任保険法により設立された特別補償基金による保険金が支給されることとなった。強制自賠責保険による保険金は補償金の併給調整の対象となるが、被害者が死亡した場合、扶養順位を重視する被害者補償制度は相続人に支給する保険制度と異なるため、⁽⁴⁾ 両制度が相補う形になっている。そのため、立法当時懸念された交通被害者の救済はこの制度によってその大部分が解消されたといえるが、過失行為による交通被害者に対する補償自体は、その存在する価値を失うことなく、また、交通犯罪だけではなく、他の過失犯罪被害者の救済措置としての意義を有する。

補償金の性格については、議論の余地はあるが、旧保護法第三条第二号の定義によれば、補償金とは「国がこの法律により犯罪行為の被害によって死亡した者の遺族又は重傷を受けた者の損失を補償する金銭をいう」とされていたため、基本的に補償金は損失補償的な性格を有すると考えられる。とはいえ、政府の財政状況を考慮し支給限度額が

設けられ、補償金ですべての損失を補填するわけではなく、これを制度の目的にしたものでもない、裁判の見解が示されている。⁽⁵⁾これを証左する法務部による有権解釈によれば、被害者が保護法に定められた支給限度額内で加害者と和解し他の請求を放棄した場合、たとえ加害者が履行を拒否し、被害者が損害賠償されずとも、国は和解金額を優先し、この額以内でしか補償金を支給しないとされている。⁽⁶⁾

(二) 補償金の種類・項目と限度額

旧保護法第五条によれば、補償金の種類は、犯罪により死亡した被害者の遺族に支給する「遺族補償金」と、犯罪により重傷を受けた重傷被害者に支給する「重傷補償金」の二種類で構成され、同法第九条で四つの補償項目とその限度額が列挙されている。遺族補償金の項目は、医療費が四〇万円（台湾元、以下同じ）、⁽⁷⁾葬祭費が三〇万円、遺族扶養費が一〇〇万円であり、重傷補償金の項目として、医療費が四〇万円、労働能力の喪失・減少による逸失利益又は増加した生活費用が一〇〇万円である。

遺族補償金の申請できる遺族の順位については、民法の扶養優先順位との整合性を考慮し、第一が父母、配偶者、子、第二が祖父母、第三が孫、そして第四が兄弟姉妹とされる。但し、第二順位以下の者は、被害発生当時、被害者の収入に依存して生活する者に限り、遺族補償金の一項目としての遺族扶養費を申請することができる（保護法第六条）。これを申請する者が未成年者である場合には、成人に達するまで補償金を犯罪被害者保護機構（すなわち、財団法人犯罪被害者保護協会、以下「保護協会」という）に委託し信託管理することができる（同第九条第四項）。

「重傷補償金」について、所謂「重傷」とは、台湾刑法第一〇条第四項の定義を準拠とされる（犯罪被害人保護法施行細則（以下、「保護法施行規則」という）第二条）。保護法成立当時の刑法によれば、重傷とは、①片眼又は双眼視力の喪失、②片耳又は双耳聴力の喪失、③言語能力、味覚能力又は嗅覚能力の喪失、④一肢以上の機能の喪失、⑤生殖機

能の喪失、⑥その他身体又は健康に於ける重大な不治又は難治の傷害、をいう。この定義は主に身体法益を侵害する事件において、特に、普通傷害罪と重傷害罪と区別する際に使われるため、侵害の強度を示す身体機能の損傷の程度が重視される。しかし、重傷の定義は性的自由の侵害と共に身体的・精神的侵害も伴っている補償の対象となる性犯罪事件においては問題があった。性的自由が侵害され、精神的な苦痛をもたらされたにもかかわらず、受けた身体的・精神的被害は身体・器官の機能喪失、又は不治・難治の傷害までに達していなければ、被害状況にかかわらず補償を得ることはできなかった。二〇〇五年の刑法改正で、「喪失」の文言は「喪失又は重大な減損」に換えられ、重傷定義を援用する保護法の適用範囲が拡張されることとなったが、性犯罪被害事件における適用問題は依然として残されていた。

(三) 補償金の減額及び調整

1 補償金を支給しないことができる場合

保護法の第一〇条では、補償金の減額・不支給について、日本法と類似する規定がある。まず、被害者にはその被害につき、その責めに帰すべき事由があったとき、補償金の一部又は全部を支給しないことができるという点は日本と同様である。保護法施行規則第七条に例示された被害者が強暴、脅迫、侮辱など不正当な行為によって犯罪を誘発することと、被害者が当該犯罪行為を承諾し、あるいは、教唆し、又は幫助する行為があった(第一項第一号、第二号)という内容も日本法と酷似している。

一方、具体的な誘発・関与態様にに対し、同第三号に「犯罪被害の発生につき被害者に過失があったとき」と例示されている。台湾では、補償金の支給額の計算について、独自の算定法がなく、民事損害賠償の規定によることになり、例示された「過失」は民法の過失概念と同様のものであると考えられてきた。実務においては、支給された補償金の

金額は後の求償訴訟において民事裁判所に損害賠償債権として認められるように、裁定にあたり、民事裁判と同様に過失相殺などの規定に沿って、被害者側の過失の割合で支給額を減額する。

しかし、民事裁判では、過失相殺の認定は裁判官が自由な心証を形成することにより行われる。補償金の額を決める犯罪被害人補償審議委員会（以下、「審議委員会」という）による決定において算定基準が明確にされていない事例が多く、決定が恣意的に行なわれるといった批判がなされた。⁽⁸⁾ 過失相殺は加害者と被害者の間の公平な損害の分担を図るための制度であるが、被害者支援制度としての補償制度において、民事法上の損害分担の考えをとるべきかどうかは、議論の余地があると考えられる。

上記以外に、保護法第一〇条第二号では、「被害者又は遺族と犯罪行為者の関係及びその他の事情を斟酌し、一般社会通念によれば、補償金を支給することが妥当ではないと認める場合」に、不支給にするという一般規定が定められている。保護法には、親族間犯罪について、日本法のような補償金の還流を防ぐための原則不支給の規定が設けられておらず、この一般規定により支給の可否を個別に判断し対応することになる。⁽⁹⁾ しかし、審議委員会は経済的に恵まれている被害者の請求に対し、安易に「一般社会通念」という曖昧な概念を根拠にして一部不支給・全部不支給の決定をするため、学者からの批判がなされた。⁽¹⁰⁾

2 損害賠償との関係及び併給調整

多くの立法例と同様に、他の公的救済がなされた場合には、支給の調整に関する規定が設けられている。同一事件につき、同一補償申請者に社会保険給付がされた場合、あるいは犯罪行為によって他の法律により、金銭給付が受けられる場合には、補償金からそれらの価額が減額される（保護法第一条）。すでに補償金が支給された場合には、その価額を返還しなければならない（同第一三条第一号）。所謂社会保険とは主に労働者保険、公務員教師保険、自動車強制自賠責保険、国民健康保険などの保険制度を指す。⁽¹¹⁾ この規定から、保護法は原則として補填された損害を補償し

ないことが分かり、その他の社会安全制度を優先させることにより、被害者補償制度を最後の頼りとする狙いも窺える。

しかし、近年、補償金には多額の調整がなされ、また、調整により不支給となった事例が多くなりつつあり、国の支援が薄いというマイナスイメージがもたらされた。その原因は、諸保険制度のうち、特に適用範囲が拡張されてきた国民健康保険と二〇〇八年に成立した国民年金保険が整備され、調整すべき価額が上昇したことが大きいと考えられる。そのため、近時、一部の社会保険の給付を調整から除外する議論が見受けられる⁽¹²⁾。

また、申請者が同一事件につき損害賠償を受けた場合には、この分が減額の対象とされている（同第一条参照）。これも、損害補填を重視する保護法が、損害のすでに補填された部分に対し補償をしないことを表している。

（四）補償金の申請手続と裁定機関

補償金の裁定は、各地方裁判所及びその支所の検察署に設置される審議委員会が行なう。審議委員会は地方検察署の検察長（日本の検事に相当する）が主任委員を兼任し、検察長が検察官、あるいは、法律・医学又はその他関連する専門分野から六から一〇人の委員を選び、合意制の委員会を組織する（保護法第十四条第三項）。

補償金の申請は、犯罪被害を知ってから二年以内又は犯罪被害が発生してから五年以内に、申請権者が書面により、所定事項を明記し犯罪地の審議委員会に提出して行なう（同第一五、第一六条）。医療費と葬祭費の補償は実費補填であるため、これを申請する際、実際に支出した事実を証明する書面の提出が必要になる。原則として、審議委員会は申請を受けてから三か月以内に補償の決定を作成する（同第一七条）。実務において、審議委員会の招集回数が限られているため、地方検察署に配属される検察事務官が提出された資料と事件の事実をもとに補償決定案を作成し、最終的に審議委員会がこれを審査し、決定することが多い。

申請者が地方の審議委員会の決定を不服とする場合、書面をもって高等裁判所及びその支所に設置される犯罪被害者補償覆審委員会に再審議の申請することができ、再審議を不服とするとき、あるいは覆審委員会が法定期間内に決定をしていない場合には、その救済として、行政訴訟を提起することができる（同第一八、一九条）。

(五) 犯罪被害者保護機構

保護法は補償を扱うのみならず、第二九条では被害者の直接的な支援を目的とした組織に関する内容が盛り込まれている。これを根拠にして創立されたのは保護協会である。保護協会は現在、台湾全土・福建省金門県及び連江県において、総会支会合計二一の拠点を持ち、補償金申請の協力を含め八つの分野の業務を推進している。⁽¹⁵⁾ その支援対象者は基本的に被害者補償制度の対象者と同様であるが、補償金の申請権者に限られていない。⁽¹⁶⁾ 二〇〇九年の法改正で、性犯罪被害者補償金の新設に伴い、性犯罪の被害者が新たに支援の範囲に加えられ、さらに、家庭内暴力又は人身売買の被害者、そして、児童・少年の被害者も対象者に加えられた。

保護協会は民間の財団法人でありながら、法務部の指揮監督を受け、官的色彩が濃厚であるため、政府や官署との連携がしやすい。例えば、検察署が被害者の死亡した事件を保護協会に通知する制度が成立し、協会による遺族への迅速な対応が可能になったことが挙げられる。協会運営の財源について、民間による寄付の他に、国（法務部・内政部）の予算がその一つとして保護法に定められている（第二九条第三項第一号）。近年では、条件付起訴猶予制度及び司法取引判決（所謂「協商判決」）による犯罪者の寄付金が財源の一部となり、注目されている。

三 近年の法改正とその検討

(一) 性犯罪被害者への補償

第二章で紹介したように、制定当初の保護法では、補償金の種類は、「遺族補償金」と「重傷補償金」の二種類しかなかったため、性犯罪被害者の受けた被害が刑法の定める重傷の定義に該当しなければ、重傷被害者として補償の対象とされなかった。しかし、性犯罪被害者の被った精神的障害は「健康に重大な不治又は難治の傷害」として認定されるハードルは高く、認められるのは困難である。

被害者補償制度施行から二〇〇九年四月までの資料によると、性犯罪被害者の提出した申請は僅か一七件（死亡補償金四件、重傷補償金一三件）であり、未決四件と取下げ二件を除き、支給されたのは五件しかなく、支給しないとされた六件の理由はほとんどの場合、「重傷」の定義に合致しないということであった。⁽¹⁷⁾ 身体的・精神的被害が重傷に達していない性犯罪の被害者は、「性侵害犯罪防止法」（性侵害犯罪防治法。以下、「性犯罪防止法」という）により、医療費とカウンセリング費用などの補助金を申請することが可能であり、支出の一部をカバーすることはできるものの、心身の健康被害によって仕事に支障が出て収入が減少することや、生活の出費が増加することに対する支援は十分であるとはいえない。

二〇〇九年の保護法改正の際、性犯罪被害者の受けた心身の苦痛の程度は重傷の被害者と比べて劣るものではなく、むしろそれ以上の苦痛もあるはずであるため、性犯罪被害者を制度によって保護し、その苦痛と経済的危機を緩和する必要があると考えられ、性犯罪被害者を保護法による補償の対象に加えることとなった（第三条第一項第二号、第五⁽¹⁸⁾

条第一項第三号⁽¹⁹⁾。具体的には「性侵害補償金」が新設され、その給付項目と金額は重傷被害者と同じ内容とされた。つまり、性犯罪被害者は、医療費の他に、性犯罪行為により喪失又は減少した労働能力、あるいは増加した生活上の費用についても補償金を申請できるようになった(同第九条第一項第四号)。この改正では、申請資格に制限が設けられていないため、被害程度を問わず、保護法が定める罪種に該当する被害者であれば受給資格があり申請することができる、これが性侵害補償金の特徴の一つとなっている。

性犯罪被害者を重傷被害者と比較し、前者に対する補償が後者に劣らないよう、補償項目・金額について両者を同列に扱おうとしたのではないかと、改正理由から推測することができる。しかし、この点について、性犯罪被害者は被害者遺族や重傷被害者とは違うのであって、それぞれのニーズに本質的な相違があるのであれば、同様のものとして扱った今回の改正には疑問があるという批判がなされている⁽²⁰⁾。

もともと、性犯罪被害者のニーズは死亡した被害者の遺族と重傷被害者とは必ずしも一致しないが、犯罪によって経済的な困窮に陥りかねないことにはさほど違いはなく、性犯罪による精神的被害がもたらした経済的打撃を考慮すればなおさらのことである。性犯罪被害の程度を問わない寛大な制度設計は、重傷でなければ補償しないという旧法時代の欠点を取り除き、より手厚い経済的支援を提供できるようになった。そして、本改正で性犯罪被害者を明確に保護の範囲に含めることにより、被害者の直接的な支援を目的とした保護協会は補償以外にも、被害者ごとのニーズに合わせて支援を提供するようになった。この二つの点を被害者支援の緻密化を図る観点から見ると、評価に値する法改正であると考ええる。

前述の通り、性犯罪防止法では、被害者の経済的支援に関する規定が若干設けられている。この法律は保護法より一年前の一九九七年に成立した性犯罪抑制措置・被害者支援を含めた総合的性犯罪対策特別法である。性犯罪防止法第十九条と内政部の制定した補助金支給の基本原則⁽²¹⁾によれば、性犯罪被害者への補助の項目は①医療費、②心理療法

(カウンセリング) 費用、③訴訟費用と弁護士費用、④緊急生活費用、⑤地方政府の規定に列挙された項目である、とされている。⁽²²⁾ 肝心の医療費・心理療法費用に關し、まず、医療費は国民健康保険の対象とならない項目(受付料、診断書発行料を含む)を指し、最高三〇〇〇元(約一万円)とされる。原則的に当該性的被害により支出することとなった医療費のみ補助されるが、治療のための特殊薬剤、毒物薬物検査、入院部屋の差額、食事代については例外的に給付されることが可能である。⁽²³⁾ 心理療法(カウンセリング)などの費用について、一般医療機関による診療の場合では、国民健康保険の対象とならない項目として、地方自治体の制定した規定に準じて補助するとされる。首都圏にある台北市及び新北市(台北県)の規定を例とすれば、受付料、自由診療に属するカウンセリング及びグループ療法費用、心理学的検査、及び薬剤の保険外負担が補助範囲とされている。⁽²⁴⁾ 福祉機構・団体の専門家による心理療法の場合では、内政部の原則に示される最高額として、被害者本人のための心理療法は毎時一二〇〇元で、年四八時間まで(合計五万七六〇〇元、約一七万五〇〇〇円)補助し、家族療法は毎時一六〇〇元で、每人毎年二四時間まで(合計三万八四〇〇元、約一一万六〇〇〇円)補助される。⁽²⁵⁾ 二〇〇六年から二〇一一年の全国統計によれば、各自治体に設置される性犯罪防止センターによる「証拠採取及び医療扶助」を受けた延べ人数は平均年間二〇七九人であり、「心理相談及び助言指導」を受けたのは九一二四人である。支出された補助金の年平均は医療補助金が約五四〇元(約一六五〇万円)であり、心理療法補助金が約九二〇万円(約二七九〇万円)である。⁽²⁶⁾ 身体的医療・検査より、心理療法など精神的な被害回復の需要の高さが窺える。

性犯罪被害者は同一被害につき、保護法による補償と性犯罪防止法による補助を申請することができる。性犯罪防止法による通報制度を通じ、各自治体の性犯罪防止センターによる被害者への早期支援がされやすく、被害者の同法による補助金へのアクセスが容易になると考えられる。但し、保護法施行規則第八条第二款によれば、性犯罪防止法による補助金が補償金の調整対象となっているため、すでに支給された補助金の額が減額される。このことから、性

犯罪防止法による給付を優先させる意味が窺えるとはいえ、両法律による経済的支援が必ずしも排斥しあうものではない。両法律の内容は異なっており、保護法には逸失利益・増加した生活費用への補償と精神的苦痛に対する補償という性犯罪防止法にはない項目が設けられており、被害者がその都合により選べるようになっていいる。そして、性侵害補償金が決定された人数の推移を見ると、法改正の翌年は二人で、その翌年の二〇一一年は一二〇人まで増加し、支給される金額が三三三万台湾元(約九八〇〇万円。一人当たり約八一万七〇〇円)⁽²⁸⁾に達していることから、制度成立前の申請裁定状況と併給調整を含めて勘案すれば、制度の必要性が確実に反映されていると思われる。

(二) 補償項目として精神慰撫金(慰謝料)の新設

旧法の定義規定によれば、犯罪被害者補償金とは、国家が犯罪行為によつて被害を受けた者の損失を補償する金銭をいう(旧第三条参照)。民事法の損害補償の観点からすれば、不法行為によつて生命や身体が侵害された被害者やその遺族は、行為者に対し損害賠償を求める際に、精神上の苦痛の損害賠償として、慰謝料(所謂「精神慰撫金」)を請求することは少なくない。保護法は損失補償の側面を強調し、補償項目の設定も民法の損害賠償項目を参酌して設計された⁽²⁹⁾。しかし、精神慰撫金は民法の損害賠償の項目の一つであるにもかかわらず、立法当時は政府財政への圧迫を避けるために、これが補償項目に入れられなかった⁽³⁰⁾。しかし、二〇〇九年の改正で、被害者の精神的苦痛を保護するという理由⁽³¹⁾で、補償項目に上限額四〇万台湾元の「精神慰撫金」(以下、「慰撫金」という)が加えられることとなった(第九条第一項第五号)。慰撫金を申請できるのは、精神的苦痛の強い性犯罪被害者だけではなく、重傷被害者や被害者遺族も含まれる。

しかし、慰撫金の給付額は精神的苦痛という抽象的事実に基づき算出されるため、基準の具体化が難しく、審議委員会の算定に支障が出かねないという指摘がなされている⁽³²⁾。確かに、民事の損害賠償概念を用いて慰撫金という補償

項目を創設した以上、その裁定は民事法の影響を避けられない。民事裁判の実務においては、慰撫金算定の際に、被害者の受けた苦痛の程度だけでなく、加害者・被害者両方の経済状況、社会地位を考慮する必要がある、ひいては、過失程度など権利侵害事実（『犯罪事実』）まで斟酌しなければならぬため、他の補償項目と比べ、より人的・時間的な資源が掛かると考えられる。被害者補償制度発足以降、裁定処理期間に対する批判は多く、法では三か月以内とする訓示規定があるが、実際に三か月以内に裁定した件数は全体の三割程度、一年以上掛かる件数は一五・二%にも達している。⁽³³⁾ こうした手続の遅延問題は慰撫金の新設で一層深刻になりかねない。

支給項目の新設は申請できる補償金総額を引き上げる事実上の効果がある。これに批判的な論者は、被害者や遺族の苦痛を緩和するためには、実務に支障の出やすい慰撫金を導入することより、従来の支給項目の補償金額の上限を引き上げるほうが確実であると反対意見を表明している。⁽³⁴⁾ 近時、被害者補償の実務では、具体的な被害の内容等を見し、例えば、性犯罪の場合、原則として既遂被害が最高の四〇万円、未遂被害が三〇万円という一律な基準を適用することがある。⁽³⁵⁾ このようなやり方は迅速な裁定というメリットはあるが、速やかな対応が求められれば仮補償金を支給すべきであり、あえて具体的な被害内容を見捨てることはかえって不公平であるという批判を招きかねないであろう。

さらに、慰撫金の金額を算定する際の判断対象は精神上的苦痛など抽象的な事実が多く、往々にして判断者により認定が異なる。そのため、補償金に対する求償権が行使される際、同じ認定（判断）が民事裁判所によって認められる保障はない。後述するように、求償が重視される台湾の被害者補償実務において、判断の格差（特に、事実を見捨てる一律な基準を適用する場合）はいかにして埋められるのか、疑問が残されている。

(三) 外国人被害者への制度適用

中華民國（台灣）領域にて外国人犯罪被害に対する保護法の適用に関しては、旧法の第三三条に「被害者が外国人である場合は相互主義に基づいて適用する」と規定されていたため、被害者の出身国の制度によって制度の適用が異なっていた。この二〇年間に社会・経済の急速的な発展と政府の積極的な開放政策によって外国との交流が一層盛んになり、その結果、外国人の犯罪被害が増加してきている。そのため、中華民國国民の配偶者で、中華民國国籍を取得していない中国大陸・香港・マカオ地域出身の配偶者及びその他の外国人籍の者、あるいは、就労している外国人労働者の被害が大きな問題となっていた。

二〇〇九年の改正は、補償金、社会援助及び民事損害賠償の申請手続への協力を除き、上記の外国人被害者を保護協会による支援業務の対象者に加えた（保護法第三〇条第二款）。これによって、外国人被害者への支援がより充実することとなった。しかし、その対象者となったのは中華民國国民の外国人配偶者と台湾で就労している外国人労働者に限られていたため、犯罪被害者への支援・協力が目的であるのなら、人道的な視点に基づき、在留資格を限定すべきではないとの批判がなされていた。⁽³⁶⁾

そのような理由から、二〇〇九年の条文は二〇一一年の法改正で、「人権保障には国境がなく、滞在する外国籍や無国籍の被害者が過不足なく平等な待遇が受けられることを確保し、犯罪被害者の人権保障をより周密させる⁽³⁷⁾」という理由で削除された。それと同時に、前掲第一三条相互主義条文も削除されることとなった。この改正の背景としては国際交流の増加と政府当局の掲げる「人権立国」などの理由が挙げられるが、二〇〇九年に中華民國政府が「市民的及び政治的権利に関する国際規約」と「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」を国内法化したことも大きな要因の一つであった。⁽³⁸⁾ この改正により、在住状況・出身国・在留資格を問わず、出身国において中華民國国民

に対し同様の保護がなされるかどうかとも関係なく、中華民国での犯罪行為によって重傷又は性的被害を受けた外国人被害者、犯罪によって死亡した外国人被害者の遺族は、保護協会による支援の対象者になるだけでなく、補償金の受給資格を有することとなった。

外国人への補償金支給について、論者の中には、補償金給付とそれ以外の支援が異なる性質を有し、人道的な視点から補償以外の支援は最大限に提供すべきだが、両者の混同は妥当でない、また、補償金支給は社会共同生活者の連帯責任と危険分散に基づき税金を使うことなので、国は国民の安全と生存権を保障する以外責任を持たず、納税義務のない外国人のみならず、中国大陆の人に対しても補償金を支給すべきではないと批判する向きもある⁽³⁹⁾。一方、理論的問題の他、実務面では、補償金の裁定に欠かせない被害者収入査定は国内の公的資料がない場合では難しいなど、多くの課題を抱えていることは確かである。

思うに、上記のような理由から直ちに外国人への補償金給付を否定することは適切ではないが、そうした反対理由や直面する問題は、台湾の保護法が立法に際して参考にした日本の犯給制度が非在住外国人に給付金を認めない理由と重なることも多く、⁽⁴⁰⁾ 反対理由を含めて、外国人被害者に給付する金銭の性質、給付項目と算定方法などを改めて検討することが今後の課題であろう。

四 制度運営の状況とその検討

(一) 実施状況

被害者補償制度が成立した一九九八年から二〇一一年までの処理状況を概観すると（表一参照）、申請件数は毎年

表一 1998～2011年犯罪被害補償案件処理状況

	処 理 件 数											
年	犯罪被害補償金申請				仮補償 金申請 (件)	補償金 返還 (件)	求償権行使					求 償 率
	合 計	補償決定					合 計	履行完済		債権証書取得		
		件数	決定率	金額				件	金額	件	金額	
1998	8	0	--	--	5	--	0	--	--	--	--	--
1999	490	215	43.8%	10,315	25	--	4	2	46	0	--	0.4%
2000	853	410	48.0%	19,717	22	1	195	3	81	10	1,917	10.2%
2001	701	258	36.8%	14,651	24	6	380	12	493	70	6,006	44.9%
2002	912	291	31.9%	14,309	11	17	337	24	877	162	10,001	78.4%
2003	928	348	37.5%	12,605	11	18	259	29	843	152	10,124	91.5%
2004	817	294	35.9%	10,602	10	16	265	23	536	184	10,020	103.6%
2005	739	271	36.6%	8,727	8	12	289	36	781	183	10,696	135.5%
2006	730	216	29.5%	6,154	4	15	223	33	1,408	131	7,343	163.5%
2007	603	167	27.6%	6,367	6	12	141	20	498	89	3,775	70.6%
2008	615	196	31.8%	8,367	6	15	170	19	377	108	5,097	68.9%
2009	796	203	25.5%	8,083	9	12	191	22	1,606	139	7,353	——
2010	817	243	29.7%	11,255	4	11	243	33	1,100	180	10,657	——
2011	849	342	40.1%	14,957	2	27	206	20	662	143	7,848	——

註：(1) 法務部「中華民國一〇〇年法務統計年報」71頁、法務部「九八年五月法務統計專題分析」(二〇〇九年)23頁の資料に基づいて筆者が編集した。(2) 金額の単位は万台湾元。(3) 犯罪被害補償金の申請決定率は筆者が算出した。(4) 2009年以降の求償率は公表されていない。公表された求償率の算式：求償率＝求償する金額／(決定された補償金額－返還された補償金)×100。

約六〇〇件から九〇〇件だと分かる。二〇〇二年の監察院の調査報告を始め、補償金対象事件の範囲が狭すぎるとの指摘はある。その論拠は、要するに、あらゆる犯罪被害事件のうち、被害者またはその遺族が保護法の「被害者」と認定され補償金が申請できるのはほんの一部に過ぎないというものである⁽⁴⁾。

しかし、保護法の国会審議段階で、補償による国家財政への影響をめぐり多くの議論がなされた結果、被害類型と支給上限など一定の制限が設け

表二 1998～2011年犯罪被害補償案件新規受理件数

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
遺族補償金	20	651	860	746	633	723	632	589	514	442	507	592	576	399
重傷補償金	7	125	170	159	151	184	160	118	125	155	162	194	159	167
性侵害補償金	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	18	114	287

資料：法務部「中華民國一〇〇年法務統計年報」73頁、法務部「九八年五月法務統計專題分析」(二〇〇九年)24頁。

られ、範囲が多少限定されたという事情を考慮すると、こうした批判は必ずしも正鵠を射たものとは言えないであろう。⁽⁴²⁾ そもそも、すべての罪種の被害者に補償金受給の地位を与えること、あるいは、犯罪により被った損失をすべて保護法により補償することは、保護法本来の目的ではない。同一申請者かつ同一被害事件につき、その他の社会保険が支給された場合に行なわれる併給調整は、被害者補償制度が社会全般の保障制度において第一次的機能を担うところに位置づけられていないことを示している。実務では、社会保険の受給により調整が行なわれ、補償金がゼロまで減額された場合は申請を却下する。統計を見ると、補償金申請の決定率が二〇〇九年法改正まで減少傾向にあり、制度が成立した後、社会保険・年金制度が次々と成立又は拡大して機能を果たしたことで、併給調整された案件が増加し申請決定率に影響をもたらしたことが窺える。これも被害者補償制度の位置づけを裏付けている。

上述の併給調整の影響でもあろうが、二〇〇九年の法改正までの支給総額は減少傾向にあり、法改正の影響で上昇したが、ピーク時でも二億台湾元(約六億六〇〇万円)未満である。これは草案当時の概算であった一〇億以上の台湾元⁽⁴³⁾をはるかに下回る数字であり、後の予算編成に大きな影響をもたらしている。

法改正のあった二〇〇九年以降はというと、補償金の申請件数、決定件数、決定率がともに上昇しており、これは法改正により性侵害補償金と慰撫金の補償項目が新設されたことがその主因であると思われる。特に注目に値するのが、二〇一一年の新規件数(表二参照)において、性侵害補償金が重傷補償金を上回り、二八七件に達しているこ

とである。要件を緩和した制度設計を行ったことが寄与していると思われる。

次に、台湾の被害者補償制度の運用における特徴の一つが「求償」である。求償をめぐることは議論が多く、以下この問題を切り口にし、現行制度をさらに検討することにする。

(二) 求償権をめぐる諸問題

1 求償権行使とその成果

求償の根拠となる保護法第一二条によれば、「国家は犯罪被害補償金を支給した場合、支給金額の範囲内において、犯罪者又は法律によって賠償責任のある者に対して求償する権利を有する」とされ、その行使は檢察機関の責務として定められている⁽⁴⁴⁾。その立法理由には、「犯罪による損害は、犯罪行為者又は法律によって賠償責任を負う者が賠償するはずであるが、国による補償支給は社会の安全を考慮し予め被害者に救済を得させるわけである。故に、国が補償金を支給したとき、責任を負うべき者に求償する権利を有するのは当然である」と示されている。つまり、加害者からの賠償が十分になされないことに着目し、本来、加害者が払うべき賠償の一部を国家が肩代わりし支給するという考えである。これも台湾の被害者補償制度が損失補填の性質を有することが前提となっている。

とはいえ、制度設計上は被害者にあつた損害賠償請求権が法律によって国に移転されるとしても、必ずしも現実かつ具体的な求償と結びつくわけではない。保護法の参考と言われる日本法の第八条第二項には類似した条文が定められているが、日本では求償権が積極的に行使されていない⁽⁴⁵⁾。これに対し、台湾では、財政負担の軽減と国家債権行使の確保、並びに正義の実現のためという理由で、求償権行使が極めて重視されている⁽⁴⁶⁾。保護法とその施行規則では、加害者等財産資力の調査権、加害者等との交渉の手続、保全のため仮差押、求償で得た金銭の処理などについて定められ⁽⁴⁷⁾、そして、保護法施行後まもなく、法務部が度々行政通達をもって、加害者所在不明の求償、檢察事務官の事務

担当、求償実績考査制度、競売で売却できなかった不動産所有権の国への移転など、隅々まで規定し、求償システムを完備させた。

しかし、求償は容易なことではない。二〇〇二年に国政調査権を有する監察院は保護法の施行効果を調査し、当時、求償による収入が支出した補償金の僅か一・八四％に過ぎないという低い求償成果に対し、「檢察機関が時効期間内で求償権を行使しなければ、時効成立によって権利が消滅することになる。これは国庫の損失を生じさせるだけでなく、賠償責任を負うべき者が責任を果たさずに済むようになることで司法の威信を損なうことになる」と指摘し、業務の強化を要求している。求償効果を保護法の施行効果とする監察院だけでなく、債権回収を補償金予算の執行成果とする監察院審計部（会計檢察院）も、毎年のように求償効果の低さを指摘してきた。⁽⁴⁸⁾

このような指摘を背景に、積極的だった求償権行使が一層活発化し、二〇〇四年から二〇〇六年までの間では、民事裁判所に認められた債権に基づき計算された求償率が一〇〇パーセントを上回ったという現象すら起きている（表一参照⁽⁴⁹⁾）。しかし、保護法施行の一九九八年から二〇〇八年までの統計によれば、平均求償率は六五・四％だが、求償で実際に得た金額は支給された全補償金の僅か五・五％という低い水準に止まっている。⁽⁵⁰⁾

2 積極的求償権行使の影響

加害者等に対する求償は社会（または被害者）の正義感情の充実、国の財源の充実に繋がり、求償で実現した弁償を補償金予算に当てることが加害者の償いを象徴するという意味を帯びているであろうが、求償が困難であるのは当然のことである。監察院の調査報告において求償の難しさはつきり意識されたにもかかわらず、⁽⁵¹⁾求償の動きが更に促され、その結果ともいえる前述の平均求償率は監察院の調査時点と比べかなり効率が上がったが、一九九八年から二〇一一年までの統計に基づいて計算すると、加害者等が履行完済した金額は、債権証書を含めて裁判所の認めた求償総金額の九・二九％でしかなく、つまり、国の債権の約九割が実現できていないことを意味している。⁽⁵²⁾

しかしながら、積極的に求償権を行使し加害者等に賠償を求める一方で、これが犯罪者の社会復帰の妨げになるのではないかという疑問がある。勿論、犯罪者の更生を不当に妨げない範囲で可能な限り賠償責任を果たさせることが、犯罪者が犯した罪を自覚させることに繋がり、それが真の社会復帰への契機となるであろうが、国の債権の九割が実現できていないということは、求められた賠償が犯罪者等の能力を相当超えていたことが窺える。その上、国は弁済がなされていない債権について債権証書⁽⁵⁴⁾を取得し、確定判決と同じ効力を有する債権証書を再び債権名義として、強制執行を申請することができる。犯罪者が収監される場合であっても、支払い能力は低下しているものの、その労作金（作業賞与金）に対する執行は禁止されていない。⁽⁵⁵⁾すなわち、国が自主的に債権を放棄しない限り（例えば、債権証書を更新しない）、加害者等は完済するまで、いつまでも国に返済を迫られることがありうるのである。犯罪被害者のための補償金の名目が増えれば増えるほど、犯罪者の社会復帰とのバランスが維持し難くなると思われる。

そもそも、たとえ犯罪者等が第一次の損害賠償責任者であることを貫くとしても、補償金の支給額と回収額を一致させることはほぼ不可能である。審議委員会が具体的事件について状況を斟酌してから補償金を支給し、そして検察側が加害者等を相手に民事訴訟を起こす際に、審議委員会と同じ主張をしたとしても、必ずしもそのまま認められるわけではないからである。この不一致を最小限に抑えるために、審議委員会（又は担当する検察事務官）が常に求償を意識することは当然の帰結といえる。しかし、それが思わぬ影響をもたらすこととなった。

まずは、補償金の算定は審議委員会が自らの行政的判断で行うことができるにもかかわらず、刑事裁判と異なる結果とならないよう慎重に算定するため（保護法第一七条には司法機関の調査資料を斟酌すべきと定められているが）、審議委員会が刑事裁判の判決を待つことがある。そして、後日行なわれる求償裁判で確実に検察側の主張を認めてもらうため、実費に基づき計算する医療費・葬祭費など費用の証明を厳しく要求し審査することとなった。その上、本来、被害者に支給してからその分を加害者に追及するとされるべき被害者補償金の仕組みは、求償を意識する審議委員会が

補償金を算定する際、予め求償裁判の結果を推測し、裁判で認められそう分だけを被害者に支給することとなり、事実上本末転倒の発想になってしまった。かくして、制度本来の意味を見誤る恐れがあるばかりでなく、処理期間の長期化と厳格な審査は申請者に悪い印象すら与えるようになっていく。

上記の状況に対して、法務部は通達をもって「補償金申請については、司法機関の調査資料を斟酌すべきではあるが、その裁定は起訴又は判決を待つ必要はない」、「補償金の裁定は仁愛の立法精神をもとに速やかに行なうべきであり、審査にあたり求償を唯一又は決定的な考慮とすべきではない」と審議委員会に注意を促したが、現行法の枠組みにおいては、こうした考えから脱出することは容易でないように思われる。

前述のように、加害者等の完済までの一連のプロセスは賠償責任の追及を中心軸にして成立したとも言える。しかし、その裏に働いている発想は民事法の代位概念にほかならない、加害者こそ損害賠償責任者であると強調する国は責任を逃れているのではないかと、研究者からの強い批判がなされている。⁽⁵⁷⁾ 実際、求償だけではなく、第二章第三節第一項に述べたように、支給決定における全部又は一部不支給の裁量にも民法の過失概念が多く用いられている。勿論、補償金の算定などに民事法上の概念が交錯することはありうるであろうが、積極的な求償権行使が国の代位弁済の色彩をより一層鮮明にすることは否めない。このような批判の根本たる原因は、保護法の立法以来問われてきた制度の性格が曖昧なことにあると考える。

(三) 補償金の財源について

1 初期…法務部予算で運営

保護法は、当初、特に国会審議の際、巨額の予算が国家財政に悪影響を及ぼすのではないかと懸念され、様々な議論がなされた。こうした背景の下で成立した保護法は、第四条第二項に、①法務部の編成する予算、②刑務作業従事

者の労作金（作業賞与金）の合計から割り当てる分、③犯罪行為者の犯罪による収益、又は法により没収され公売されたその財産、と補償金について三つの財源が定められた。

このうち②の刑務作業従事者の労作金の割当てに関して、その比率は羈押法（勾留法）、監獄行刑法、外役監条例、保安処分執行法に定められている。⁽⁵⁸⁾各法律の文言に多少の違いはあるものの、「作業収入から作業支出を控除し、その残額の五〇パーセントを労作金とし、労作金総額の二五パーセントを犯罪被害者補償費用とする」という点は共通している。すなわち、毎年決算の後に残る労作金の残高の二五％は補償金の財源となる。労作金の割当てと③の「没収され公売された犯罪者の不法利益」は、すべて国庫で設置されている二つの特別口座に繰り入れられている。⁽⁵⁹⁾そのうちの一つは労作金からの繰入金専用の口座である。⁽⁶⁰⁾

世界的に最も多い補償金財源のモデルは、原資が税金である国の一般会計からの歳出である。台湾の保護法には三種類の財源が定められているものの、実際は、二〇〇七年度まで、法務部は労作金からの繰入金の口座の残金を補償金予算の予備金とするため、制度初期の補償金は大体法務部予算⁽⁶¹⁾、つまり国の歳出予算で運営されていた。しかし、この状況は二〇〇八年に大きな転換を迎えた。

2 財源の使用順序の問題…一般会計からの離脱

補償金の予算編成は、二〇〇七年度の三一〇〇万台湾元に対し、翌年の二〇〇八年度は一気にゼロになってしまっている（表三参照）。長年存在していた経費の使用順序問題が、この転換の背景にあったと見られている。その経緯は以下の通りである。

まず、保護法には補償金の財源について規定されているが、その使用順位については特に定めがない。こうした問題に対応すべく、二〇〇二年に法務部は「法務部犯罪被害補償金経費動支要点」を制定し、経費の使用順序を以下の順と定めた。①犯罪被害者補償金年度予算（法務部予算として国の歳出）、②刑務所の労作金からの繰入金（すなわち、

国庫特別口座に預けられる経費)、③国の第二予備予算、である。刑務所の労作金の割当てだけでは財源として不十分であり、法務部予算が制度運営にとって不可欠であると考え、当初このような順位にしたものと推測される。

しかし、長年にわたって刑務所の労作金からの繰入金を使う機会がなく、積み上げにした結果、巨額な残高に膨れあがっていった。二〇〇七年、当時三億二九〇〇万台湾元にも達した残高について、国の収入・支出の検査を行う監察院審計部(会計検査院)は財源の優先順位を指摘し、「繰入金の使用を優先させ、これを使い切ってから法務部予算を使うということにすれば、政府の財政負担が軽減できるに違いない」とした。⁽⁶²⁾しかしながら、指摘を受けた法務部は直ちにこれに応じた措置をとることをせず、「要点」に基づく運用を維持したが、予算編成を担う行政院主計処はこれを受けて二〇〇八年度の補償金予算は編成しないことにした。そのため、その後二年間は労作金からの繰入金が事実上補償金の主たる財源となったが、二〇〇九年の保護法改正で性侵害補償金と精神慰撫金が新設され、これに対する備えとして、翌(二〇一〇)年度は補償金予算が再び編成された。法務部は、二〇一〇年の運営について、予算で性侵害補償金を支給し、それ以外の補償金は繰入金で支給する、という異例の措置をとった。

財源の使用順序問題は、ついに二〇一一年度の総予算審議において国会でも問題視された。国会は、当年度からすべての補償金支給にあたり、法務部予算より特別口座の繰入金を優先させなければならないと決議し、具体的に法務部に要求した上に、翌年の法務部補償金予算を削除してしまった。⁽⁶⁴⁾そして、二〇一二年度の補償金予算も編成されなかった。こうした経緯で、現在、台湾の犯罪被害者補償金は一般会計予算によらず運営されている。

3 財源の多様化と財源変更の意味

補償金の財源を確保するため、二〇〇九年の保護法改正で、「犯罪行為者が執行猶予または起訴猶予処分、あるいは司法取引判決を受け、これによって支払った金銭の総額の割当て」という新たな財源規定が加わった。⁽⁶⁵⁾すなわち、通称「起訴猶予処分金」、「執行猶予判決金」と「司法取引判決金」の一部が当てられることになったのである。これ

表三 1999～2011年度補償金予算編成及び予算支出状況

年度	当年度の 法務部予算	法務部予算で 支給した総額	労作金からの繰 入金専門口座で 支給した総額	補償金の 支給総額
1999年度下半期	46,900,000	20,948,768	0	20,948,768
1999年下半期及び2000年度	514,468,000	240,156,448	0	240,156,448
2001年度	202,673,000	148,757,116	0	148,757,116
2002年度	100,000,000	99,989,941	30,000,401	129,990,342
2003年度	100,000,000	99,989,828	28,382,629	128,372,457
2004年度	97,000,000	96,989,716	20,447,324	117,437,031
2005年度	97,000,000	94,927,528	0	94,927,528
2006年度	61,000,000	60,957,504	2,184,889	63,142,393
2007年度	31,000,000	30,917,655	29,319,863	60,237,518
2008年度	0	0	83,618,930	83,618,930
2009年度	0	0	77,934,775	77,934,775
2010年度	481,175,000	37,000,127	57,263,025	94,263,152
2011年度7月末まで	0	0	70,889,095	76,789,749
合計	1,731,216,000	930,634,631	400,040,931	1,330,675,562

資料源：法務部。単位：台湾元。

を受け、法務部は同年一二月に保護法施行規則を改正し、割当ての割合について、「（犯罪者等から）支払われるべき金銭の総額から一割を割り当て、指定された補償金の特別口座に繰り入れなければならない」とした。しかしながら、「起訴猶予処分金」、「執行猶予判決金」、「司法取引判決金」などの制度は、導入以降、効果的な監督措置が整備されてきていない⁶⁶。処分金や判決金の徴収、管理、配分などの事務事項は各地方法検察署に委ねられているため、集計された情報も地方に散らばったままで、まとまった情報を把握しにくい状況にある⁶⁷。ただ、そうであるとしても、起訴猶予処分金などの財源の運用は今後期待することができると考える。補償金の財源を巡る経緯から推測するに、今後、税金を原資とする法務部予算は補償金財源の第一線から後退していくのではないかと考える。

犯罪者・被疑者による資金を財源とすることは、犯罪者の反省の表れ、償いの象徴として評価され、犯罪者の更生意欲を促すきっかけにもなりうるのではないかと考える。しかし、保護法の対象者とされるのは生命・身体又は性的自由が侵害された被害者にもかかわらず、例年全般の犯罪事件のうち、窃盗と覚せい剤事件が全体の七割から八割を占めることから、財産犯や被害者の存在しない犯罪の行為者が財源を負担せられるという不均衡の状況も起きていて、必ずしも公平とはいえない。そして、国の財政問題など現実的な背景もあるが、実務において、財源の中心が税金を主とする国の予算から犯罪者・被疑者による資金へ次第に移行することは、制度の性格にも影響すると考える。台湾の制度は損害補填の性格がありながら、社会福祉制度を補う一面も有することから、財源の担い手が社会福祉制度と親和性の高い国の予算から犯罪者等による資金に変われば、制度の損害補填の性格がより一層色濃くなるのではないかと考える。

五 要約と日本への示唆

ここまで、台湾の被害者補償制度の近年における法改正の動きと実務における問題を検討してきたが、その内容は以下の三つに要約されよう。

まず第一に、法改正の方向性に関しては、性犯罪被害者への支援対象の拡大や補償項目の新設など、より広く、より厚い支援制度を作る傾向にあると評価できる。困難であった性犯罪被害者への賠償問題を克服したということとは、評価に値する一方で、補償項目として加えられた精神慰撫金は、基本的に実費損害補填型である台湾の制度にとって馴染みにくいものであるため、今後の運用が注目される。

第二に、実施状況の分析から、制度運営全体が根強い民法型思考に左右されているだけでなく、民法型思考と求償

権行使へのこだわりが相俟って、制度のあるべき姿に歪みをもたらしていることが明らかとなった。更には、積極的な求償権行使が犯罪加害者こそ第一義的な損害賠償責任者であることを強調すると同時に、犯罪者の社会復帰を不当に阻害することが危惧される。

そして第三に、国の財政負担軽減を背景として進められた財源の多様化と使用の合理化において、最終的に着目したのは犯罪者・被疑者らが刑務作業によって得た資金や受けた処分に基づいて支払われた資金である。これもまた、被害者への補償金は本来加害者等が負担すべきであるという考え方の延長線で、加害者の責任を強調することになり、被害者補償制度の性格がより民事損害賠償的に傾くのではないかと思われる。

以上のような台湾における被害者補償制度は、現在、改革に向け検討が行われている日本の犯給制度にとっても幾つか示唆するところがあろう。

① 性犯罪被害者への給付

性犯罪被害者は、身体的被害以外にも、失職や転居などで大きな財産的損害を被っており、さらに、精神的打撃を受けたことよってPTSDなどの症状を発症することにもなりかねない。その回復に当たり、心理療法やカウンセリングを受けることがありうる。

日本の犯給制度において、性犯罪被害への給付は、死亡事件を除くと障害給付金支給及び重傷病給付金支給が考えられる。しかし、障害給付金の場合、精神的障害の程度がかなり重くないと障害給付金の対象にならないという限界がある。重傷病給付金の場合には、一か月の療養・三日以上勤務不能という要件を満たせば支給可能であるが、給付額が僅かであるにもかかわらず医療保険制度を前提としているため、保険範囲内の心理療法やカウンセリングのみ対象となる。範囲外の療法を受けた場合、あるいは、被害を受けた早期段階にプライバシーなどの理由で自由診療を選んだ場合には、その対象とはならない。

これに対し、台湾では、国民健康保険の適用範囲の内に心理療法・カウンセリングの一部が含まれ、保険が適用されることにより負担分が軽減されることは勿論、保護法・性犯罪防止法による被害者への経済的支援もある。性犯罪防止法による補助金の場合には、心理療法補助金は自由診療費用も対象としており、施術先も保険指定病院に限定されていない。また、性犯罪被害者本人だけではなく、当該被害によってその家族ごとに心理療法を受ける必要がある場合には、家族・グループ療法も補助対象となるため、多少の負担軽減が期待される。保護法による性侵害補償金は、性犯罪被害者であれば被害状況・程度を問わず、対象者として扱われる。医療費項目は実費補填のため、健康保険適用後の自己負担分についても申請することができる。物価水準を含めて考えれば、上限四〇万円の医療費（約一二〇万円）、又は合計上限一八〇万円（約五四五万円）の支給は高いレベルにあるといえる。今後台湾の実施状況を注目していく必要があるだろうが、制度の枠組みなどが参考にするに値することであろう。

② 財源と求償の問題

日本では、一部の議論において犯罪被害者はその被害につき国に対し補償を請求する権利を有すべし、損害賠償を国が肩代わりする制度を設けるべきなどの提言、もしくは、これを前提とし、被害者の損害回復を行なうべきはまず加害者であり、補償の財源について、国の予算以外に、没収、追徴、罰金、刑務作業金を充てるべき等の意見が見受けられる⁽⁶⁹⁾。

犯罪者の支払った金銭を原資とする基金を設け被害者補償に使うことは、国の財政負担軽減に役立ち、財源確保を前提とすれば、補償制度の拡充・拡大にも繋がる可能性もある。前述のように、台湾では、補償金の財源はこうした方向へ転換しつつある。しかし、財政面のメリットの他に、他人の生命、身体又は性的自由を侵害しなかった收容者に財源を求めるという負担の不均衡も見逃すことができない。財源の多様化で、今後、執行猶予、司法取引判決を受けた被告人の支払が財源になりにかねなく、この不均衡が一層深刻になるのであろう。社会保険・健康保険など社会上

の保障制度が整備・拡大されていく今日では、第一次的機能を果たすとはされていない被害者補償制度において、賠償責任を強調し、財源を犯罪者たちに求める必要性を吟味することは不可欠であろう。

加害者の責任追及の側面を強調し、さらに損失補填の要素を加味すれば、被害者補償制度が損害賠償の立替え払いのような制度になる。確かに、日本の犯給制度は損失補填の仕組みをとらないが、国は補償金を支給したとき、行為者等に対する損害賠償請求権を取得するという規定によれば、行為者等に追及できないわけではない。求償権を積極的に行使することで、事実上、立替え払いに近い運用とすることもできる。しかし、求償の実際はそれほど簡単ではない。台湾では、一〇年以上も求償してきたにもかかわらず、返済金額は一割程度にしか留まらない。求償による支給決定に対する負的影響、受刑者の社会復帰への阻害、そして、執行にあたる人的・物的コストを含めて考えれば、その実益は更に疑われる。積極的求償を行う政府当局に対し、近時、求償なしの構造改革に踏み切ることや恩給制に変更する提言すら見受けられ、これらは求償の行き詰りに関し警鐘を鳴らすことと考えられる。日本では求償の積極化は考えにくい⁽⁷⁾が、殷鑑遠からずであり、犯給制度の改革にあたり、制度のあるべき姿を改めて検討してみる余地はあろう。

- (1) 例えば、①太田達也「台湾における犯罪被害者保護法」『捜査研究』四七卷三号（通巻五六六号）（一九九八）七四頁以下、②同「被害者支援を巡るアジアの最新事情」宮澤浩一先生古稀祝賀論文編集委員会編『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集…第一巻犯罪被害者論の新動向』成文堂（二〇〇〇）三五九頁以下、③同「台湾の犯罪被害者補償制度——犯罪被害者保護法の運用状況」法律のひろば五四巻六号（二〇〇一）四四頁以下、④蔡德輝「台湾における被害者支援の動向」被害者学研究第一二二号（二〇〇二）三頁以下など。
- (2) 許啓義「犯罪被害者保護法之実用權益」永然文化（二〇〇〇）七八頁。
- (3) 「強制汽車責任保険法」による保険制度は一九九八年から施行された。

- (4) 太田達也前掲註(1) ③四八頁参照。
- (5) 最高行政法院九十三年判字第52号判決の見解である。
- (6) 法務部二〇一〇年一〇月二八日法保字第〇九九九〇三九一六七號。
- (7) 二〇一三年一月二十五日現在で、一台湾元は約三日本円である。
- (8) 盧映潔「我國犯罪被害人保護法施行成效之研究——以被害補償排除條款的運用為討論中心」政大法學評論第七十七期(二〇〇四年)二九八—三〇六頁。
- (9) 太田達也前掲註(1) ③四九頁。
- (10) 盧映潔前掲註(8) 三一四—三二三頁。
- (11) 主管機關の有権解釈による変動がありうるが、現在の保護法施行規則第八條第一項によれば、社会保険とは、国民健康保険、労働者保険、公務員教師保険、軍人保険、就業保険、農民健康保険、強制自動車責任保険、国民年金保険、及びその他法務部と保険目的事業の所管機関に認定された社会保険を指す。
- (12) 中華警政研究学会「犯罪被害人保護政策体檢報告」法務部(二〇一二)付録一一の一七三頁。
- (13) 一九八〇年以前の台湾では、各級裁判所に配置先と同じ地理的管轄範圍を持つ檢察署が設置され、檢察署の正式名称に配置先裁判所の全称が冠された。それ以後檢察署が分立され独立した國家機關になった。名残であるが冠された裁判所名称が存続され、現在に至る。
- (14) 保護法第三〇条に列挙された事業内容は以下の通りである。①緊急の身体的又は精神的医療の協力及び生活保護、②捜査・裁判及び裁判後の法律扶助、③被害者補償金、社会援助及び民事損害賠償への協力、④犯罪行為者又は法律によって賠償責任を負う者の財産の調査の協力、⑤安全保護の協力、⑥身体的又は精神的治療及び生活再建の協力、⑦被害者保護の宣伝活動、⑧その他の協力。
- (15) 保護協會の設立経緯・事業内容と初期の実施状況に関する文献として、太田達也「台湾における犯罪被害者支援の現状——犯罪被害者保護協會の活動を中心として——(1)」及び同論題の(2) 捜査研究五〇巻五号及び六号(通巻五九五、五九六号)(二〇〇一)がある。
- (16) 例えば、二〇一二年東京で発生した台湾人留学生殺害事件は領域外のため、被害者遺族は補償金申請権者にはならないが、保護協會による支援活動が行なわれた。

- (17) 立法院 (国会) 院會法務部長答申資料。「立法院公報」第九八卷第二期 (二〇〇九) 七六頁。
- (18) 保護法第三條改正理由参照。
- (19) 保護法第三條第二項によれば、性犯罪の範囲は刑法第二十六章「性自主を妨害する罪」にあるほぼすべての罪名をカバーした。
- (20) 吳威志「我國犯罪被害補償法制中補償事由、補償金額、補償對象等之探討」月旦法學雜誌一九七期 (二〇一一) 九八頁。
- (21) 補助制度について、国側の事務主管機関である行政院内政部が基本原則 (所謂「辦理性侵害被害人補助申請原則」、最新の改正は二〇一二) を制定し、各地方政府に参考にしてもらう。そのため、自治体により補助項目・金額の増減がある。
- (22) 「辦理性侵害被害人補助申請原則」第八から第一〇によれば、具体的に、最高額として、訴訟費用の補助は案件ごとに一審が二万元で、二審と三審が三万元であり、弁護士費用は審級ごとに五万元とされている他に、相談費が毎時三〇〇〇元と、文書作成費用が案件ごとに八〇〇〇元とされている。緊急生活費用は被害者戸籍所在地の当年度最低生活費を基準にし、最高三か月分の補助金が支給される。
- (23) 「辦理性侵害被害人補助申請原則」第五。
- (24) 「臺北市性侵害被害人補助辦法」(中華民國九四年一月二十九日訂定) 第七條、「新北市政府家庭暴力及性侵害被害人補助要點」(中華民國一〇一年七月二十四日修正) 第六點。
- (25) 「辦理性侵害被害人補助申請原則」第六。他に、グループ療法は毎時一六〇〇元で、毎グループ毎年三六時間まで (合計五万七六〇〇元、約一七万五〇〇〇円) 補助される。
- (26) 民国九六年から一〇〇年内政部の集計資料によって筆者が算出した。
- (27) 性侵害犯罪防止法第八條によれば、医療、福祉、教育、保育、警察、労働、移民分野の従業員は、その業務の執行により性犯罪の疑似事件を知ったとき、二四時間以内に直轄市あるいは県又は市の主管機関に通報しなければならない。
- (28) 法務部「中華民國一〇一年法務統計年報」(二〇一二) 七三頁。
- (29) 旧法第九條の立法理由参照。
- (30) 許啓義前掲註 (2) 八〇頁。
- (31) 第九條の改正理由参照。

- (32) 吳威志前掲註(20)一〇七頁。同「臺灣犯罪被害補償法制中申請人資格與補償項目之探討」月旦法學雜誌一九九期(二〇一一)一六一—一六三頁。
- (33) 法務部「九八年五月法務統計專題分析」(二〇〇九年)二五頁の資料に基づいて筆者が算出した。
- (34) 吳威志前掲註(32)一六三頁。
- (35) 台湾法務部保護司(法務省保護局)副司長の発言。中華警政研究学会前掲註(12)付録一四の二四—一頁。
- (36) 盧映潔「犯罪被害人保護法修正之評析」月旦法學雜誌一七八期(二〇一〇)四〇頁。
- (37) 「立法院公報」第一〇〇卷第七四期二五八頁、同第一〇〇卷第七五期一四七頁。
- (38) 両公約が批准されることを受け、公約にある人権保障に関する規定の国内的効力の担保として、同年に「公民與政治權利國際公約及經濟社會文化權利國際公約施行法」が制定、施行された。この法律によって、國際規約に定められている人権保障精神に合わないと思われる法律を改正する責務が政府に課された。
- (39) 盧映潔前掲註(36)四一頁。
- (40) 太田達也「犯罪被害者補償制度の研究(二・完)——改正・犯罪被害者等給付金支給制度の課題——」法学研究(慶應義塾大学)第七四卷第六号(二〇〇二)七五頁参照。
- (41) 趙昌平＝黄武次＝黄勤鎮「有關「犯罪被害人保護法」施行後、法務部辦理情形及執行成效之專案調查研究報告」監察院(二〇〇二)九六頁。廖正豪「我國犯罪被害人保護法制的檢討與策進——並簡介日本「犯罪被害者等基本計畫」」刑事法雜誌第五二卷第六期(二〇〇八)一一頁。
- (42) 調査報告や学者の指摘は、年度統計にある全般犯罪件数を母数とし、そのうちの保護法対象犯罪になりかねない事件(二〇〇九年の改正までは被害者死亡又は重傷の事件)の占めたパーセンテージを計算して得た数字を根拠にした。しかし、例年の窃盗と覚せい剤事件が全般事件の七割から八割を占め、重大暴力犯罪の割合がもともと少なく、保護法の対象事件範囲の狭さは当然の帰結であるため、その指摘には疑問があると考ええる。
- (43) 許啓義前掲註(2)八一頁。
- (44) 第一二条第二項に「前項の求償は、檢察官がこれを行使する」と定められ、後に「前項の求償は、補償金を支給した地方裁判所またはその支所の檢察署がこれを行使する」に変更された。檢察署の名称表現に関しては、註(13)参照。
- (45) 太田達也前掲註(1)③五〇頁。

- (46) 許啓義前掲註(2)一一三頁。
- (47) 保護法第一二条の一に、「檢察側が求償権を行使するとき、加害者等の財産状況について、租税などの機関を相手に調査することができる」と、保護法施行規則第九条に、「檢察官が求償権を行使するとき、予め加害者等と交渉ができ、あらゆる状況を斟酌し分納又は延納を認めることができる」と、保護法第二七条第一項に、「檢察官が求償権行使のための保全につき、加害者等の財産に対し裁判所に仮差押を申請することができる」と、保護法施行規則第一〇条に、「求償又は返還された金銭をすべて犯罪被害補償金専門口座に納入しなければならない」と定められている。
- (48) 近年の審計部「中華民国年度中央政府總決算審核報告」参照。類似する指摘は二〇〇五年度報告乙一五三頁、二〇〇八年度乙一一一頁、二〇〇九年度乙一一二八頁、二〇一〇年度乙一六四頁などに見られる。
- (49) 公表された求償率は、当年度実際に支給された補償金と同年度の求償訴訟で認められた金額で計算された結果である。同じ年度とはいえ、檢察官側が主張した債権は必ずしも当年度の補償金支給による移転された債権ではないので、一〇〇パーセント以上の求償率がありうるわけである。求償率はあくまでもその推移の側面に参考の価値があると考ええる。
- (50) 法務部前掲註(41)二三頁の資料に基づいて筆者が算出した。
- (51) 前掲趙昌平等「調査報告」五五頁には、その原因として、①犯罪者が所在不明、②犯罪者が賠償責任から逃れ、賠償したがない、③犯罪者が無資力、④犯罪者が収監、⑤求償手続が繁雑で短時間で回収し難い、⑥檢察官の人手不足などが挙げられた。
- (52) 表一に列挙した資料に基づいて筆者が算出した。
- (53) 太田達也前掲註(一)③五二頁。
- (54) 債権証書(債権憑証)とは、債務者は執行に供する財産を有しない、あるいはその財産が執行されても債務を弁済しきれないとき、裁判所が強制執行法第二七条によって債権者に発行するものである。債権証書は執行名義があるため、新たに債務者の財産を発見した場合、改めて強制執行を申請することができる。債権証書の時効は五年であるが、更新が認められる。
- (55) 法務部「(九十一)法矯字第一二九〇号」参照。
- (56) 法務部「法八八保決字第四七八号函」参照。
- (57) 盧映潔「我國犯罪被害人補償制度之檢討與未來展望」法務部『刑事政策與犯罪研究論文集(14)』(二〇一二)一四—一六頁。

- (58) 羈押法第一七条、監獄行刑法第三三条、外役監條例第二三条、保安処分執行法第五七条の一参照。
- (59) 「犯罪被害人保護法施行細則」第三条及び第二一条参照。
- (60) この口座は、毎年「監所作業基金」から割当てが繰り入れられる以外に、返還された補償金がこの口座に振り込まれる場合もある。二〇一一年八月末で三億五五〇〇万台湾元であることが判明しているが、口座の出入状況などの詳しい情報は公表されていない。もう一つの口座は、起訴猶予処分金からの繰入金、司法取引判決金からの繰入金、犯罪者に対する求償権の行使による収入、返還された補償金を繰り入れるための専用口座である。
- (61) 制度施行始めの一九九九年度は国の予算金で運営したため、初めて編成された犯罪被害者補償金予算は、一九九九年下半期と二〇〇〇年の予算であった。
- (62) 「中華民國九十五年度中央政府總預算審核報告」乙一六七頁。
- (63) 「法務部犯罪被害補償金經費動支要點」は二〇一〇年九月に廃止された。
- (64) 国会審議の二〇一一年一月中旬時点で、国庫特別口座に預けられる繰入金の残高は四億一七九七万台湾元であった。決議内容は、「立法院公報」第一〇〇巻二期二八二頁、總統府「中華民國一〇〇年度中央政府總預算審查總報告（修正本）」四七頁参照。
- (65) 保護法第四条第二項第四号。そして、経費源のさらなる拡充を図るために、第五号に「その他の収入」と定められた。
- (66) 起訴猶予処分金制度が二〇〇二年に起訴猶予制度の新設に伴って成立し、執行猶予判決金が二〇〇五年の法改正で成立し、司法取引判決金が二〇〇四年に司法取引手続の新設に伴って成立した。起訴猶予処分金の管理上の欠陥については、ほぼ毎年、監察院審計部に指摘されている。「中華民國九十五年度中央政府總預算審核報告」乙一六九頁、同九六年度「報告」乙一九四頁、同九七年度「報告」乙一九九頁、同九八年度「報告」乙一二五頁、同九九年度「報告」乙一一五九頁参照。
- この問題は二〇〇九年に監察委員に立件調査されるほどの大きな問題に発展した。監察院審計部は「司法取引判決金」に対しても類似的指摘をした。前掲九八年度「報告」乙一一三〇頁、「中華民國一〇〇年度中央政府總預算審查總報告（修正本）」四一四頁。
- (67) 処分金や判決金の総額（全貌）が不明である上、各地方檢察署が確実に補償金基金口座に繰り入れるかどうかも分からない。保護法第四条第二項第四款に定めた財源の収支の詳しい情報も公表されていない。
- (68) 許啓義前掲註（2）八二頁。

(69) 大谷実「犯罪被害者対策の理念」ジュリスト一一六三号(一九九九)一二頁、児玉公男「犯罪被害者の支援について——弁護士の立場から」同六六—六七頁、高橋則夫「被害者の財産的損害の回復」同七三頁。

(70) 中華警政研究学会前掲註(12) 付録一一の一七四頁。

*本稿脱稿後、保護法の一部改正がなされた。海外で故意犯により死亡した被害者の遺族に対し、扶助金が支給されるという新たな制度が成立した。これに関する詳しい検討は後日に譲る。

吳 柏蒼 (こ はくそう)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 台湾国立台北大学法学研究科修士課程刑事法専攻

所属学会 日本刑事政策研究会

専攻領域 刑事政策